

審査支払機関の改革

上智大学総合人間科学部教授
一般社団法人未来研究所臥龍代表理事

香取 照幸

改正支払基金法が今年4月に施行された。審査支払機関改革は医療保険に関わる規制緩和・行政改革の中で長年議論されてきたテーマであり、今回の改革では、支払基金の改革と合わせて、国保連についても審査事務高度化の基本計画が策定された。改革の内容は多岐にわたっており、審査支払機関の改革をめぐる議論はこれで一区切りがついた、というところであろう。

実はこの議論、個人的に私は昔から少し違和感があつた。もちろん事務の効率化や組織体制の見直しは不斷に進めるべきことなのだが、議論の前提、つまり今の日本の審査支払システムは極めて非効率・高コストで組織再編を含む抜本的な改革が必要だ、という規制改革推進会議の問題認識に素朴な疑問を感じていたからである。

アメリカの医療制度と比較して考えてみよう。アメリカの医療制度には様々な問題

があるが、事業運営上の最大のコスト要因は、医療機関にとつても保険者にとつても、請求・審査(査定)・支払の事務なのだ。

周知のようにアメリカの医療制度は高齢者と低所得者を除いて民間保険会社が保険者で、それぞれ様々な保険商品を売っている。そのコストたるや膨大なもので、総医療費の8%に達する。アメリカの医療費は対GDP比20%になろうかという膨大なものだから、GDPの2%近く、日本に置き直せば1兆円近いコストが事務経費にかかるということになる。となれば、医療事務の効率化・IT化は非常に大きなコスト削減効果を生む。だからアメリカでは医療事務の効率化・IT化は医療改革の大きなテーマになるのだ。

従つて医療機関サイドの「費用請求」事務は膨大なものになる。何せ患者ごとに請求相手も請求様式も報酬基準も違うから、保険会社の数だけ、保険商品の数だけ請求様式・請求条件があつてそれに合わせて何通りものシステムを用意しなければならない。

アメリカの病院の事務部門はとても大きい。

加えて、実際に起こっていることは、医療機関は請求できるだけ目一杯請求し、保険会社は査定できるだけ目一杯査定する、というバトルだ。請求側も査定側も膨大なマンパワーとコストをかけて、このバトルを日常的にやつている。



香取 照幸

かとり てるゆき

プロフィール

出身地 東京都

生年月日 1956年10月3日

上智大学総合人間科学部教授

一般社団法人未来研究所臥龍代表理事

【学歴】

1980年 3月 東京大学法学部卒

【職歴】

1980年 4月 厚生省入省
1980年 5月 厚生省保険局国民健康保険課
1983年 2月 在フランスOECD(経済協力開発機構)
事務局研究員(医療プロジェクト担当)
1990年 4月 埼玉県生活福祉部老人福祉課長
1992年 4月 厚生省保険局国民健康保険課課長補佐
1996年 7月 厚生省高齢者介護対策本部事務局次長
1998年 4月 厚生省大臣官房組織再編準備室次長
2001年 1月 内閣府参事官(経済財政諮問会議事務局)
2001年 5月 内閣官房内閣参事官(総理大臣官邸)
2008年 2月 内閣官房内閣参事官併任
(社会保障国民会議事務局)
2010年 7月 厚生労働省政策統括官(社会保障担当)
2010年11月 内閣官房内閣審議官併任
(社会保障・税一体改革担当)
2012年 9月 厚生労働省年金局長
2015年10月 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
2016年 6月 退官
2017年 3月 在アゼルバイジャン共和国駐箚日本国
特命全権大使
2020年 4月 上智大学総合人間科学部教授
2020年 8月 一般社団法人未来研究所臥龍代表理事

【公職】

日本年金学会会員、日本医師会 医療政策会議委員、
日本地域包括ケア学会評議員など

【著書】

「介護保険制度史」(共著)「教養としての社会保障」
「民主主義のための社会保障」(いずれも東洋経済新報社)

險者が幾つあろうが)2箇所(基金と国保連)だけ。患者がどこの保険に入つて、いようと医療機関側の請求事務は基本的に全部同じ。請求様式も同じ、診療単価も同じ。

審査支払機関側も、審査基準は一律(療養担当規則と点数表・疑義解釈)。むしろ支部ごとに査定基準が違うことが問題になるような世界だ。

日本の総医療費に占める審査支払コストは1%強。そもそも日本の医療費はマクロで見てもミクロで見ても安い。医師の報酬も国際標準から見たらささやかなもの。その安い総医療費の、たつた1%しかならないのだ。

もちろんレセプトの電子化やシステム全体のICT化はとても大事なことで、今後も積極的に進めていくべきだと思うが、ICTやビッグデータの話はもつと他のところで大きな付加価値を生むもので、既存事務の効率化やコスト削減の視点からだけで支払の大前提である診療報酬体系や本来の意味での保険者機能・権能をどうするか、というところにあるのではないだろうか、というのが私の印象である。

記事提供 社会保険出版社